

審決

不服2011- 1778

アメリカ合衆国 ニュージャージー 07033-0530, ケニルワース, ギャロッピング ヒル ロード 2000

請求人 シェーリング コーポレイション

大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー15階

代理人弁理士 山本 秀策

大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー15階 山本秀策
特許事務所

代理人弁理士 安村 高明

大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー15階 山本秀策
特許事務所

代理人弁理士 森下 夏樹

意願2009-10305「側部観察窓付き容器」拒絶査定不服審判事件
について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

1. 本願意匠

本願は、物品の部分について意匠登録を受けようとする、2008年11月3日のアメリカ合衆国への出願に基づくパリ条約による優先権の主張を伴う、2009年（平成21年）5月7日付けの意匠登録出願であって、その意匠（以下、「本願意匠」という。）は、願書及び願書に添付した図面の記載によれば、意匠に係る物品を「側部観察窓付き容器」とし、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合は、願書の記載及び願書に添付した図面の記載のとおりとしたもので、その記載内容によると、本願意匠は形状のみを表しているもの（以下、「形態」という。）であり、「実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である」としたものである

。(別紙第1参照)

すなわち、本願意匠の形態は、ふたの無い容器に係り、約3分の2の上部が先細り状の注ぎ口を含む注ぎ口部で、約3分の1の下部が容器本体となっているものであり、(1)容器本体は、横長楕円柱状であって、(2)容器本体のうち周面の正面中央に容器本体上端から下端まで垂直に細長い透明な観察窓を面一状に設けており、(3)部分意匠として意匠登録を受けようとする部分は、容器本体の透明な観察窓を設けた周面と底面である。

2. 原審の拒絶の理由

原審における拒絶の理由は、本願意匠が、出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものと認められるので、意匠法第3条第2項の規定に該当するというものであって、具体的には下記のとおりである。

記

この意匠登録出願に係る包装用容器の分野において、容器胴部に内容物確認のための垂直帯状窓を設けることは、本願出願前よりごく普通に行われているところ(例えば、意匠1参照)、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分は、意匠2の容器本体胴部に、上記手法で垂直帯状窓を単に正面視中央に設けた態様を表したに過ぎず、この程度では、容易に創作ができたものと認められる。

意匠1

特許庁特許情報課が2007年3月29日に受け入れた
大韓民国意匠商標公報 2006年12月6日06-62号
包装用容器(登録番号30-0432650)の意匠
(特許庁意匠課公知資料番号第HH19406337号)

意匠2

特許庁発行の意匠公報記載
意匠登録第0962940号の意匠

3. 請求人の主張の要旨

請求人は、請求書において、本願意匠が登録されるべき理由をおおむね以下のように述べた。

(1) 本願意匠は、横長楕円形状の容器本体の正面中央に、透明な観察窓

を上下に長く設け、観察窓の上端が容器の肩部縁に当たるようにし、かつ観察窓の下端においても直角とし、観察窓を縦長の長方形に形成したものである。

容器内に収容された薬剤の量が、使用によって少なくなった場合には、観察窓が下側にくるように容器の外側の広幅部分を指で保持し、容器を傾斜させ、または容器を横に寝かせると、少量の薬剤でも本体の下側部分に集まるので、その観察窓を通して薬剤の存在を目で容易に確認することができる。また、観察窓の表面と容器本体の表面は同一表面となっているので、観察窓を設けたことによって容器の外観を損なうこともない。

このように本願意匠は、引用意匠には見られない創作性を有している。

(2) 「意匠1」は、円筒状の包装用容器の正面中央に、細長い垂直帯状の模様或いは覗き窓らしきものが形成され、且つ容器の底面から容器の注ぎ口まで容器全高に表されたところを特徴としている。

(3) 「意匠2」は、キャップ付き包装用噴霧器の意匠であって、窓が存在していない態様である。この噴霧器は透明ではなく、また透明である部分もない。

(4) 本願意匠では、基本形態が横長楕円形状であって、その正面中央において縦長の透明体からなる観察窓が上下に長く配設され、観察窓の上端にあつては容器の肩部縁に当たるよう直角に形成され、下端においても直角に形成されている。

これに対して、「意匠1」は、帯状部分が容器の壁の薄い部分で形成されているのに対して、本願意匠では観察窓が透明に形成されている点で拒絶の理由で引用された意匠とは異なる。

観察窓が形成されていない「意匠2」の側部の特定の箇所にも、「意匠1」に開示の窓を形成することは容易ではない。

以上のように、本意匠登録出願は、意匠法第3条第2項に規定する意匠に該当しないものである。

4. 当審の判断

請求人の主張を踏まえ、本願意匠の意匠法第3条第2項の該当性、つまり、本願意匠が容易に創作することができたか否かについて検討し、判断する。

意匠が容易に創作することができたか否かについての判断は、当該意匠の構成態様について、(A) それらの基礎となる構成や具体的態様などが本願出願前に公知又は周知であり、そして、(B) それらの構成要素を、ほとんどそのままか、あるいは、当該分野においてよく見られるところの多少の改変を加えた程度で、(C) 当該物品分野において周知の創作手法であるところの、単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置き換えなどがされたに過ぎないものであるか否かによって行うことが必要であるの

で、この観点を踏まえて検討する。

(1) まず、本願意匠の形態における「容器本体は、全体が、横長楕円柱状である点」については、本願出願前に日本国内において公然知られたものと認められる。(意匠2(拒絶の理由の「意匠2」と同じ。))。別紙第3参照)

(2) 次に、「容器本体のうち、周面の正面中央に上端から下端まで垂直に細長い透明な観察窓を設けた点」については、容器本体の周面において垂直に細長い観察窓を設けた意匠が本願意匠の出願前に数多く存在するところ、その態様を詳細に見ると、容器本体の周面において、観察窓の上下端に余地を残した長さのものが、特許出願公表番号第2004-506495号の図2の意匠(以下、「参考意匠1」という。(別紙第4参照))、特許出願公開第2002-166943号の図1の意匠(以下、「参考意匠2」という。(別紙第5参照))、同図2の意匠(以下、「参考意匠3」という。(別紙第5参照))、及び、特許出願公開第2003-11980号の図4(a)の意匠(以下、「参考意匠4」という。(別紙第6参照))に見られ、容器本体の周面の上端から下端まで余地無く観察窓を設けたものが、意匠1(拒絶の理由の「意匠1」と同じ。別紙第2参照)と特許出願公開第2003-11980号の図4(b)の意匠(以下、「参考意匠5」という。(別紙第6参照))に見られるように、観察窓の長さや位置につき、容器本体に占める比率の変更は、この分野において適宜普通に行われているものであり、さらに、観察窓端部の形状を半円形、角丸及び直角にすることも参考意匠1ないし参考意匠4の各意匠に見られることから、本願意匠の容器本体の周面において、その上端から下端に掛けて垂直に細長い縦長長方形の観察窓(端部形状を直角にした観察窓)を設ける態様は、前記のごくありふれた態様から選択した程度に過ぎないものであるから、格別の創作を要したものとはいえず、容易に創作ができたものというほかない。

なお、請求人は、「本願意匠は、観察窓の表面と容器本体の表面は同一表面となっているので、観察窓を設けたことによって容器の外観を損なうこともない」及び「『意匠1』は、帯状部分が容器の壁の薄い部分で形成されている」と主張しているが、意匠1を詳細に観察するに、包装用容器の上端口部分における、ネジ部の渦巻線状突条とその直下の三角状鏝部に切り込みが設けられており、口部分の周面と同じ面としている箇所、及び、包装用容器の底面に設けてある接地部(底面縁にある断面弓形突条円環)に2か所切り込みが設けられているうちの1か所の部分に帯状部分を設けられているものの、その他の部分、包装用容器の容器本体部では容器本体部周面とは、本願意匠の認定をしたところと同様に、面一状の態様となっており、請求人の主張は採用することができないし、また、たとえ意匠1の帯状部分が薄く形成

されていたとしても、本願意匠の観察窓が容器本体の表面と同一表面であつて、周面全体が面一状であることには変わらないのであるから、形状的には創作容易なものに過ぎないのであり、本願意匠の創作が容易でなかったという主張として採用することはできない。

(3) そうすると、以上のとおりであつて、本願意匠は、本願出願前、日本国内において公然知られた、全体が横長楕円柱状である容器本体をほとんどそのままベースとし、その周面に、本願出願前、数多く見られる正面中央の垂直で細長い観察窓を、容器本体の周面の上端から下端まで余地なく、かつ、その端部の形状を直角とするというごくありふれた態様でもって、面一状に設けたものについて、その周面と底面を部分意匠としたに過ぎないもの、と認められるから、本願意匠は、当業者であれば、容易に創作することができたものであるというほかない。

5. 結び

以上のとおりであつて、本願意匠は、意匠法第3条第2項が規定する、意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において公然知られた形状の結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときに該当するので、意匠登録を受けることができない。

よつて、結論のとおり審決する。

平成23年 9月15日

審判長 特許庁審判官
 特許庁審判官
 特許庁審判官

(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があつた日から30日(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

C・P

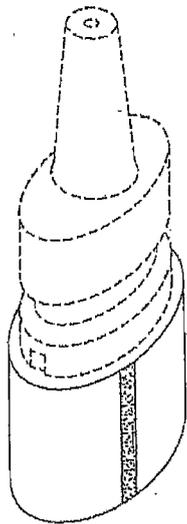
別紙第1 本願意匠 (意願2009-010305)

意匠に係る物品 側部観察窓付き容器

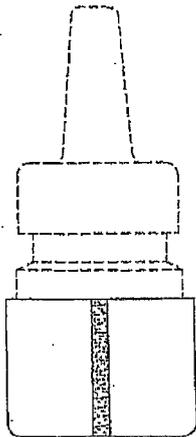
意匠に係る物品の説明 本物品は、容器の側部に観察窓が設けられた側部観察窓付き容器である。その観察窓は透明であり、観察窓を通して内容物（薬剤など）が外側から見える。

意匠の説明 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。容器の側部に設けられた縦長の部分は透明である。窓に付けられた多数の点は内容物を示す。

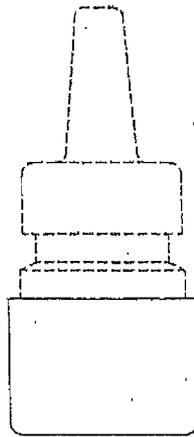
斜視図



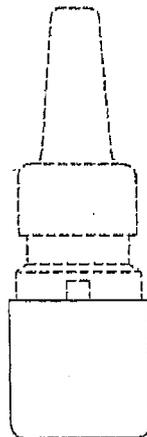
正面図



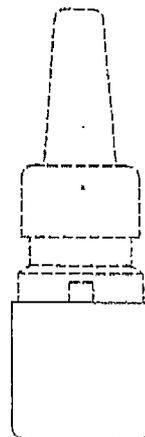
背面図



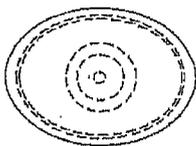
左側面図



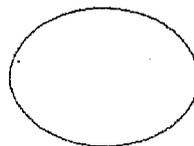
右側面図



平面図

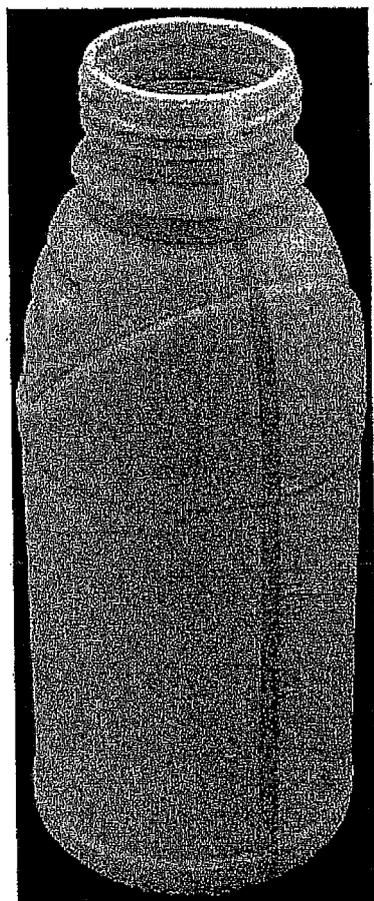


底面図



別紙第2 意匠1

特許庁特許情報課が2007年 3月29日に受け入れた
大韓民国意匠商標公報 2006年12月 6日06-62号
包装用容器(登録番号30-0432650)の意匠
(特許庁意匠課公知資料番号第HH19406337号)



別紙第3 意匠2

特許庁発行の意匠公報記載
意匠登録第0962940号の意匠

(19)日本国特許庁

(11)登録意匠番号

(45)平成8年(1996)9月9日発行

(12)意匠公報(S)

962940

(52)F4-620

(21)意願 平5-15984

(22)出願 平5(1993)5月31日

(24)登録 平8(1996)6月24日

(30)優先権主張1992年12月3日(フランス)

(72)創作者 キース・エツチ・ピシ ヨツブ アメリカ合衆国ニュージャージー州リバー・ペイル、クーバー・レーン47番地

(72)創作者 エルベ・ブナネク フランス国ブルニエール・スール・アブル27130、ピシユー、ルート・デ・パスリン(番地なし)

(73)意匠権者 シェーリング・コーポレーション アメリカ合衆国ニュージャージー州ケニルワース、ギヤロットピング・ヒル・ロード2000番

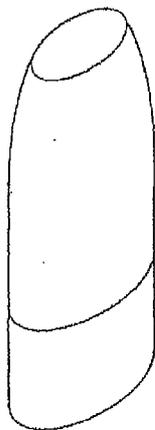
(74)代理人 弁理士 湯浅 恭三 外2名

審査官 伊藤 敏

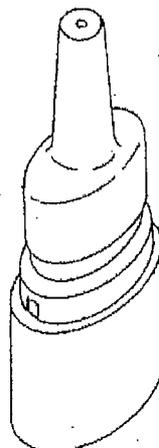
(54)意匠に係る物品 包装用噴霧器

(55)説明 背面図は正面図と、左側面図は右側面図と同一にあらわれる。

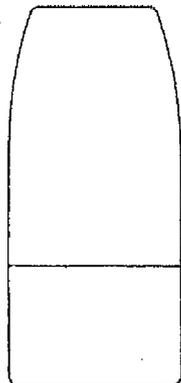
斜視図



蓋を取り外した斜視図



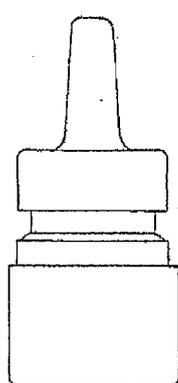
正面図



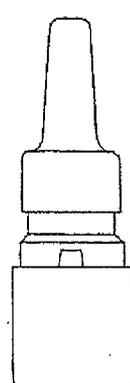
右側面図



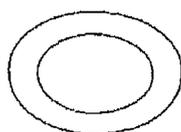
蓋を取り外した正面図



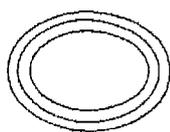
蓋を取り外した右側面図



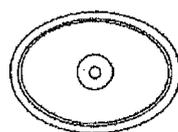
平面図



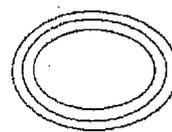
底面図



蓋を取り外した平面図



蓋を取り外した底面図



別紙第4 参考意匠1

特許出願公表番号第2004-506495号の図2

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2004-506495

(P2004-506495A)

(43) 公表日 平成16年3月4日(2004.3.4)

(51) Int. Cl.⁷

A61M 11/00
A61K 45/00
A61P 11/00
B05B 9/04
B65D 83/38

F1

A61M 11/00
A61K 45/00
A61P 11/00
B05B 9/04
B65D 83/14

テーマコード(参考)

3E014
4C084
4F033

A

審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全27頁)

(21) 出願番号 特願2002-521120(P2002-521120)
(86) (22) 出願日 平成13年8月15日(2001.8.15)
(85) 翻訳文提出日 平成15年2月18日(2003.2.18)
(86) 国際出願番号 PCT/JP2001/003648
(87) 国際公開番号 WO2002/016235
(87) 国際公開日 平成14年2月28日(2002.2.28)
(31) 優先権主張番号 0020296.0
(32) 優先日 平成12年8月18日(2000.8.18)
(33) 優先権主張国 イギリス(GB)
(31) 優先権主張番号 60/227,149
(32) 優先日 平成12年8月22日(2000.8.22)
(33) 優先権主張国 米国(US)

(71) 出願人 502062928
ノートン ヘルスケア リミテッド
NORTON HEALTHCARE
LTD.
イギリス国、ロンドン イー16 2キュー
ージェイ、ロイヤル ドックス、アルバー
ト ベイサン
(74) 代理人 100068032
弁理士 武石 靖彦
(74) 代理人 100080333
弁理士 村田 紀子
(74) 代理人 100110331
弁理士 ▲吉▼▲崎▼ 修司

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 スプレー装置

【図面の簡単な説明】

【図2】

図2は、図1で示したバイアルの斜視図である。

【符号の説明】

- 1 バイアル
- 2 出口
- 3 キャップ
- 4 窓
- 5 目盛り
- 6 ポリプロピレンのコーティング

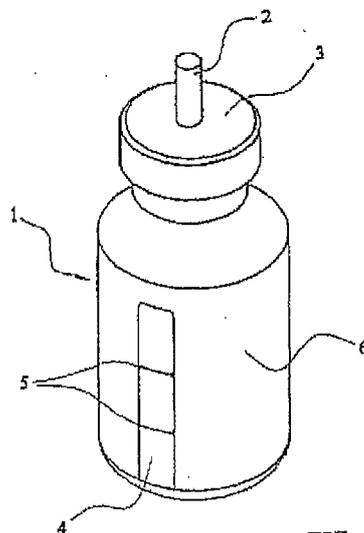


FIG. 2

別紙第5

参考意匠2 特許出願公開第2002-166943号の図1

参考意匠3 特許出願公開第2002-166943号の図2

(19)日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2002-166943

(P2002-166943A)

(43)公開日 平成14年6月11日(2002.6.11)

(51)Int.Cl.⁷

B 6 5 D 25/56

識別記号

F I

B 6 5 D 25/56

特-ロ-ム(参考)

8 E 0 6 2

審査請求 未請求 請求項の数 2 書面 (全 2 頁)

(21)出願番号 特願2000-403692(P2000-403692)

(22)出願日 平成12年11月28日(2000.11.28)

(71)出願人 500566361

大川 清弘

青森県南津軽郡平賀町大字柏木字東田221-1

(72)発明者 大川 清弘

青森県南津軽郡平賀町大字柏木町字東田221-1

Fターム(参考) 3E062 AA04 AA20 AB02 MA07 MA12

(54)【発明の名称】 中身の見え量積のわかる容器

【図面の簡単な説明】

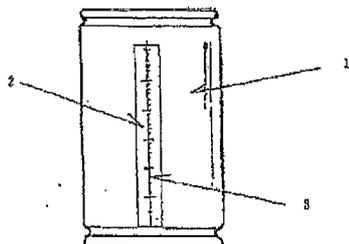
【図1】 本発明に係る容器の斜面図である。

【図2】 本発明に係る銚子容器の斜面図である。

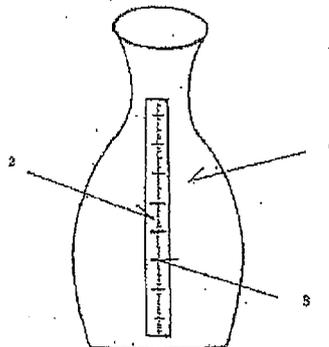
【符号の説明】

- 1 容器
- 2 透明窓
- 3 計量目盛
- 4 銚子

【図1】



【図2】



別紙第6

参考意匠4 特許出願公開第2003-11980号の図4(a)

参考意匠5 特許出願公開第2003-11980号の図4(b)

(19)日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2003-11980

(P2003-11980A)

(43)公開日 平成15年1月15日(2003.1.15)

(51)Int.Cl.	識別記号	F1	キーワード(参考)
B65D 25/20		B65D 25/20	N 3E062
B32B 5/18		B32B 5/18	4F100

審査請求 未請求 請求項の数3 OL (全5頁)

(21)出願番号	特願2001-198268(P2001-198268)	(71)出願人	000006909 株式会社吉野工業所 東京都江東区大島3丁目2番6号
(22)出願日	平成13年6月29日(2001.6.29)	(72)発明者	嶋田 伸治 東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会 社吉野工業所内
		(72)発明者	太田 淳士 東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会 社吉野工業所内
		(74)代理人	100072051 弁理士 杉村 興作 (外1名)

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 加飾を施した発泡合成樹脂製の積層容器

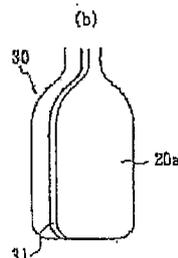
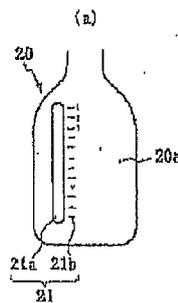
【図面の簡単な説明】

【図4】 (a)、(b)はそれぞれ、本発明の第2および第3実施形態であるボトルタイプの積層容器を示す正面図である。

【符号の説明】

- 20 ボトル容器
- 20a 外層
- 20b 内層
- 21 加飾部
- 21a ウィンドウ
- 21b 目盛
- 30 ボトル容器
- 31 加飾部

【図4】



[審決分類] D18 . 121-Z (F4-7)

出訴期間として90日を附加する。
